

ホーム > 県政情報 > 入札・公有財産・広告 > 入札関連情報 > 物品購入・委託等入札公告一覧 > 一般競争入札の公告(びわ湖フローティングスクール新船建造工事)

更新日:2015年7月1日

一般競争入札の公告

平成27年度におけるびわ湖フローティングスクール新船建造工事の請負契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成27年7月1日

滋賀県知事 三日月大造

1 入札に付する事項

1. 物件名および数量: びわ湖フローティングスクール新船建造工事 一式
2. 物件の特質等: 入札説明書による。
3. 納入期限: 平成29年3月17日(金曜日)
4. 履行場所(納入場所): 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

1. 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
2. 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
3. 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
4. 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、開札日の前日までに競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア次の希望営業種目に登録されていること。

・大分類: 物品 中分類: 船舶

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

5. 平成7年4月1日から平成27年3月31日までの間において、国または地方公共団体の旅客船、練習・調査船を元請契約し、建造した実績を有する者。
6. 平成7年4月1日から平成27年3月31日までの間において、国内総トン数1,000トン以上の旅客船を元請契約し、建造した実績を有する者。

7. 技術士(船舶・海洋)または、これと同等の能力と経験を有する設計責任者および主任技術者を配置できる者。
なお、これと同等の経験と能力を有するとは、次に掲げるいずれかの者とする。
ア 学校教育法による大学または高等専門学校において、造船、機械または電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造または修理・改造に関して、15年以上の実務経験を有する者。
イ 学校教育法による高等学校において、造船、機械または電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造または修理・改造に関して、20年以上の実務経験を有する者。
8. 迅速かつ円滑なアフターサービスを提供できる体制が整っていることを証明できる者。
なお、体制が整っていることを証明することができる者とは、アフターサービス部門、またはそれに準じる部門(修理・修繕部門、品質保証部門等)があること、およびアフターサービスの体制表が提出されることを条件とする。

3 競争参加資格の確認

1. 競争参加希望者は2に掲げる競争参加資格を有することを証するため、提出資料等を提出し、知事から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
2. 提出資料等の提出
ア 期間 平成27年7月1日(水曜日)午前9時から平成27年7月15日(水曜日)午後4時まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。
イ 方法 持参または郵送。詳細は入札説明書による。
3. 競争参加資格の確認通知
競争参加資格の確認通知は、平成27年7月24日(金曜日)に郵送により通知する。
なお、期日までに提出書類等を提出しない者、または競争参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札執行の日時、場所等

1. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先：滋賀県教育委員会事務局学校教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4570
2. 契約条項を示す期間：平成27年7月1日(水曜日)から平成27年8月7日(金曜日)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
3. 入札説明書および仕様書の交付方法：入札説明書は、1.に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
4. 入札説明会：行わない。
5. 入札書の受領期限：平成27年8月7日(金曜日)午後5時
6. 開札の日時および場所：平成27年8月10日(月曜日)午後2時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室

5 入札方法等

1. 入札執行については、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の規定によるものとする。
2. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
3. 入札書は4(1)に示す場所に、4(5)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。

6 保証金

1. 入札保証金 免除
2. 契約保証金 落札金額の10分の1以上を納付すること。

7 契約書作成の要否

要

8 郵便等による入札の可否

可

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(再度の入札以降は前回入札の開札日から)入札書受領期限までの日付を記入すること。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

1. 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
2. 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

1. 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。
2. 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
3. 同価の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
4. 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

5. 本工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。また、落札者の決定後、本工事の契約が成立するまでの間に、当該落札者が、2入札に参加する者に必要な資格の1.2.3の要件に該当しなくなった場合は、この契約を締結しない。
6. 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
7. 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
8. 支払条件
ア 前金払 あり
イ 部分払 あり
9. 特記事項
支払年度区分額の割合は次のとおりとする。ただし、予算の都合により変更することがある。
平成27年度 34%
平成28年度 66%
10. その他詳細は、入札説明書等による。

お問い合わせ

滋賀県教育委員会事務局学校教育課

電話番号:077-528-4570

ファックス番号:077-528-4953

メールアドレス:ma05@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.